全国お茶まつりに向けて 茶園対策を頑張ろう！！

茶生産販売対策強化事業のうち茶産地強化緊急対策の取組み希望者を募集します

募集期間

1次：終了しました
2次：令和7年6月2日～6月30日
※2次公募は、茶産地強化緊急対策のみの公募となります。

主な要件（共通）

(1)成果指標のうち1つ以上について、達成する見込みがあること。
(2)さが園芸農業振興産地計画（園芸産地888計画）に位置付けられていること、又は策定をしていること
(3)別に定める環境負荷低減クロスコンプライアンスチェックに取組むこと

支援内容、要件等（個別）

区分	支援内容	要件など
茶生産力強化対策	① 中切り更新園への石灰窒素材の施用	公募を締め切りました
	② 新改植時のセル苗導入	
	③ 高品質茶生産に係る有機質等肥料の施用等	
茶加工体制強化	④ 生葉の流動化による効率的な荒茶加工	
	⑤ 生葉摘採面積の拡大	
	⑥ 輸出茶専用工場設置	
茶産地強化緊急対策	⑦ 凍霜害の影響緩和支援 New!! 凍霜害からの被害軽減を図るために実施した枝条のせん除に対する支援 補助率：6,000円/10a（定額）	・原則として2戸以上の茶生産者を含む団体※1であること（代表者の定めがあり、組織及び運営についての規約の定めがあること） ・今季の凍霜害を受け、取組を実施する茶園における令和7年4～5月の一番茶の生産数量が、前年同月又は過去3か年の平均と比較して2割以上減少していること ・収入保険に加入している者又は今後の加入を具体的に検討※2している者 ・凍霜害からの被害軽減を図るために中刈り等の枝条せん除を行う※3こと。
	⑧ 枝条再生強化支援 New!! 凍霜害からの樹勢の回復や病害の発生防止対策に係る支援 補助率：1/2以内（上限14,000円/10a）	・区分⑦の取組みを実施すること。 ・樹勢回復や病害の発生防止に必要な肥料及び農薬などの資材を施用すること。

※1 同一市町内で2戸以上の茶生産者が集まらない等の場合は、生産者1戸でも支援対象とする
※2 収入保険に係る研修の受講など
※3 凍霜害発生後に行った、又は実施する中刈り等の強せん枝を対象とする。

応募に必要な書類

(1) 申請時

計画書一式 及び 添付書類

（添付書類の例）
・団体の規約及び構成員名簿
・事業の実施を議決した総会資料及び議事録
・成果目標の根拠資料
・事業実施箇所位置
・導入資材の規格等が明らかになる書類
その他必要となる書類

(2) 実績報告

実績報告書一式 及び 添付書類

（添付書類の例）
・事業に要した経費が明らかとなるもの
（納品書、領収書、振込伝票等）の写し
・取組を実施した茶園の状況が分かる写真
（中刈り等のせん枝後の茶園、肥料等の散布が分かるもの）
・活動内容が明らかとなる写真や資料等
（検討会、研修会、総会資料等）
・事業完了確認書
その他必要となる書類

茶産地強化緊急対策の考え方

茶産地強化緊急対策（メニュー⑦、⑧）は、令和7年3月31日に発生した凍霜害の影響緩和を図るとともに枝条再生強化により、次年度以降の茶生産性の向上を目指すものです。

本事業は、この対策の緊急性を考慮し、補助金の交付決定前に着手した場合でも、被災日以降のものに限り補助の対象とします。

応募から採択までの流れ

(1)事業計画書の作成

事業計画書の様式については、佐賀県のホームページからダウンロードするか、下記お問い合わせ先に御連絡ください。

(2)応募先

事業計画書と添付書類を最寄りの市町に提出してください。

(3)支援対象事業の選定

事業要件と照らし、補助対象事業者の選定を行います。

〔申請の流れ〕

取組希望者 ▶ 市町 ▶ 農業振興センター ▶ 県園芸農産課

お問い合わせ先 （各農林事務所地域農業振興センター農業企画課）

佐城農業振興センター	TEL:0952-45-8881	西松浦農業振興センター	TEL:0955-23-5106
三神農業振興センター	TEL:0952-52-1231	藤津（杵島）農業振興センター	TEL:0954-63-5115
東松浦農業振興センター	TEL:0955-73-9347		

お茶まつりを通して、高品質な県産茶を全国の消費者に発信し消費拡大を図ろう！

佐賀県農林水産部　園芸農産課　果樹・花き担当（花き特産班）
住所：〒840-8570　佐賀市城内一丁目1番59号
TEL:0952-25-7119　　メールアドレス:engeinousan@pref.saga.lg.jp

SAGA-engei